

確定申告書等作成コーナー

～所得税の申告書作成のための操作の手引き～

青色申告決算書・収支内訳書を作成した後に 確定申告書を作成する手順編



事業所得や不動産所得がある場合で、青色申告決算書又は収支内訳書を決算書・収支内訳書作成コーナーで作成した後に所得税の確定申告書を作成する場合の操作手順を説明します。

- ※ 画面イメージは、実際の画面と異なる場合があります。
- ※ パソコンの画面を使って説明していますが、スマホ等でも同様の操作となります。

1	決算書・収支内訳書作成コーナーから所得税及び復興特別所得税の確定申告書 作成コーナーへ移動して作成開始する場合	1
1.1	「作成する申告書等の選択」画面	1
1.2	「電子申告等データ内容確認後の作業について」画面	2
1.3	「引継ぎ情報等の確認」画面	3
1.4	「申告する所得の選択等」画面	4
2	保存した決算書・収支内訳書データを読み込んで作成開始する場合	5
2.1	保存した決算書・収支内訳書データの読込方法	5
2.2	税目選択	7

※ この手引きでは、マイナンバーカードを使って e-Tax 送信を行う「マイナンバーカード方式」を前提としています。送信（提出）方法によって画面遷移が異なる箇所がありますので、ご注意ください。

1 決算書・収支内訳書作成コーナーから所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナーへ移動して作成開始する場合

1.1 「作成する申告書等の選択」画面

① トップ画面 → ② 事前確認 → ③ 申告書等の作成 → ④ 申告書等の送信・印刷 → ⑤ 終了

作成する申告書等の選択

作成する申告書等と年分を選択してください。

令和6年分の申告書等の作成 ▼

<p>①</p> <p>所</p> <p>所得税</p> <p>所得税の確定申告書を作成します（医療費控除、寄附金控除、住宅ローン控除など）。</p>	<p>青色 白色</p> <p>決 所</p> <p>決算書・収支内訳書（+所得税）</p> <p>事業所得や不動産所得、雑業務に係る雑所得のある方が、青色申告決算書や収支内訳書を作成します。</p>	<p>消</p> <p>消費税</p> <p>個人の事業者の方が、消費税の確定申告書を作成します。</p>	<p>贈</p> <p>贈与税</p> <p>財産の贈与を受けた方が、贈与税の申告書を作成します。</p>
--	---	--	--

※ 事業所得や不動産所得がある方は、「決算書・収支内訳書（+所得税）」を選択してください。
決算書・収支内訳書の作成後、引き続き所得税の申告書を作成することができます。

過去の年分の申告書等の作成 ▼

※ 既に申告した内容を訂正する場合は、下の「トップ画面へ戻る」ボタンをクリックして、トップ画面の「提出した申告書に誤りがあった場合」から進んでください。

年分を選択してください。

令和5年分 令和4年分 令和3年分 令和2年分

令和5年分の申告書等を作成します

<p>所得税</p>	<p>②</p> <p>決算書 収支内訳書</p>	<p>消費税</p>	<p>贈与税</p>
------------	-------------------------------	------------	------------

- ① 確定申告書等作成コーナートップ画面から進んで、「作成する申告書等の選択」画面において「令和6年分の申告書等の作成 ▼」を押してアコーディオンを開き、「決算書・収支内訳書（+所得税）」を押します。
- ② 令和5年分以前の過去の年分の申告書を作成する場合は、「過去の年分の申告書等の作成 ▼」を押して作成する年分を選択し、「決算書 収支内訳書」を押します。
- ③ 以降は決算書又は収支内訳書の作成画面へ進みますので、画面の案内に沿って操作してください。



事業所得や不動産所得がある方は確定申告書に加えて決算書又は収支内訳書を作成する必要があります。この場合、先に決算書又は収支内訳書を作成し、次に所得税の確定申告書を作成するという順序で進むことをお勧めします。

1.2 「電子申告等データ内容確認後の作業について」画面



決算書・収支内訳書作成コーナーで青色申告決算書又は収支内訳書を作成した後、「電子申告等データ内容確認後の作業について」画面から、所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナーへ移動し、引き続き所得税の確定申告書を作成することができます。

- ① 「入力データを保存する」を押し、決算書・収支内訳書作成コーナーで作成したデータを保存します。
この画面で一旦作成を中断し、後で所得税の確定申告書を作成する場合には、こちらの画面で保存したデータを使用してください（5ページ「2 保存した決算書・収支内訳書データを読み込んで作成開始する場合」参照。）
なお、引き続き所得税の確定申告書を作成する場合でも、データを保存することをお勧めします。
- ② 「所得税の申告書作成はこちら」を押すと、3ページ「1.3 『引継ぎ情報等の確認』画面」へ進みます。

1.3 「引継ぎ情報等の確認」画面

引継ぎ情報等の確認

決算書・収支内訳書作成コーナーから所得税コーナーへ引き継がれる情報は、下表のとおりです。
内容を確認し、「所得税の申告書の作成画面へ」ボタンをクリックしてください。

①

項目名	金額	
営業等	収入金額	11,111,111円
	所得金額	10,461,111円
青色申告特別控除額	650,000円	

② [所得税の申告書の作成画面へ](#)

- ① 決算書・収支内訳書作成コーナーで作成したデータのうち、所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナーへ引き継ぐことができる項目が表示されていますので、内容を確認します。
- ② 「所得税の申告書の作成画面へ」を押すと、4 ページ「1.4 『申告する所得の選択等』画面」へ進みます。

1.4 「申告する所得の選択等」画面

申告する所得の選択等

本人情報の確認

申告者本人の生年月日 必須

昭和41(1966) 2 3

申告する所得の選択

申告する所得を **全て** 選択してください。

※：収入や必要経費などが入力されている所得は、選択を外すことができません。
選択を外す場合は、所得の入力画面で入力内容を削除してください。

> 申告する所得とは

> 申告する所得がどの所得に該当するか分からない場合

給与と収入がある方、年金収入がある方、退職金を受け取った方

給与
※：確定申告をする場合には、年末調整を受けた給与所得も含めて申告が必要です。

公的年金、企業年金など

※：生命保険等の個人年金を申告する方は、「雑（雑給・その他）」を選択してください。

退職金
※：確定申告をする場合には、退職所得も含めて申告が必要です。
> 「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を2枚以上お持ちの場合

個人事業の収入がある方、不動産等貸付けの収入がある方

事業（営業等）

事業（農業）

不動産

株式を売った方、配当等を受け取った方

株式等の譲渡（売却）、配当、利子

※：前年分の申告で株式の売却による損失を繰り越した場合は含みます。

土地や建物、金地金やゴルフ会員権などの資産を売った方

土地や建物等の譲渡（売却）

総合譲渡（金地金の売却など）

その他の収入がある方

先物取引
※：外国為替証拠金取引（FX）、差金決済取引（CFD）、先物・オプション取引などによる所得が該当します。
※：前年分の申告で先物取引による損失を繰り越した場合は含みます。

一時

雑（業務・その他）
※：原簿料、講習料、シルバー人材センターやシェアリング・エコノミーなどの副収入による所得、生命保険等の個人年金や障害者年金などの他の所得に当てはまらない所得が該当します。

申告する所得に関する質問

事業所得に関する質問

Q 税務署から青色申告の承認（みなし承認を含む。）を受けていますか？

> 青色申告とは

承認を受けている

承認を受けていない（いわゆる白色申告）

Q 事業所得に係る収入のうち、源泉徴収された収入はありますか？

> 源泉徴収された収入とは

源泉徴収された収入がある

源泉徴収された収入はない

戻る
次へ

申告する所得を選択の上、申告内容に関する質問に回答し、「次へ」を押します。以降は画面の案内に沿って操作してください。

2 保存した決算書・収支内訳書データを読み込んで作成開始する場合

2.1 保存した決算書・収支内訳書データの読込方法

決算書又は収支内訳書の作成が完了し、データ（拡張子:.data）を保存している場合、そのデータを使用して所得税の確定申告書の作成を開始することができます。



① 「保存データを利用して作成」を押すと、次の「保存データ利用方法の選択」画面が表示されます。



② 「作成再開」を押すと、次の「保存データの読込」画面が表示されます。

↓ 次ページへ

保存データの読込

作成コーナーで保存したデータを読み込み、作成を再開します

読み込み可能なデータは令和2年分から令和6年分のデータです。

3 保存ファイル名
[ファイルを選択] 選択されていません

i 操作手順

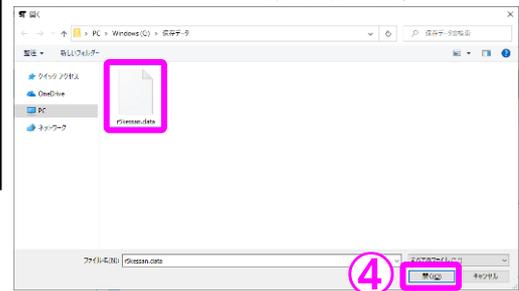
1. 「ファイルを選択」ボタンをクリックし、データを保存した場所を指定の上、「.data」形式のファイルを選択してください。
2. 選択したファイルが「ファイルを選択」ボタン右側に表示されたことを確認します。
3. 「保存データ読込」ボタンをクリックして、データを読み込みます。

[操作手順を画像で確認する場合はこちら](#)

[データを保存した場所が分からない場合はこちら](#)

戻る **5** 保存データ読込

【ファイルを選択するダイアログ】
※ダイアログの名称はパソコンの環境により異なります。



4

保存ファイル名
[ファイルを選択] rSkessan.data

- ③ 「ファイルを選択」を押すと、ファイルを選択するダイアログが表示されます。
- ④ 読み込む決算書又は収支内訳書データ（拡張子:.data）を選択し、「開く」を押すと、「保存ファイル名」欄に選択したファイル名が表示されます。
- ⑤ 「保存データ読込」を押すと、7ページ「2.2 税目選択」へ進みます。

2.2 税目選択

税目選択

読み込んだデータは、以下の内容で作成されたデータです。

- 令和 年分 決算書・収支内訳書 作成コーナー

誤って異なるデータを読み込んだ場合は、「戻る」ボタンをクリックし、正しいデータを選択してください。

令和 年分の申告書等の作成を再開します

青色申告決算書・収支内訳書 **※1** 作成再開

読み込んだデータの情報を利用して令和 年分の他の税目の申告書等を作成する方はこちら

所得税の確定申告書 **①** 作成開始

消費税の確定申告書 **※2** 作成開始

贈与税の申告書 **※2** 作成開始

戻る

※1 青色申告決算書・収支内訳書の「作成再開」を押すと、作成した決算書又は収支内訳書のデータを訂正・確認することができます。

※2 消費税の確定申告書及び贈与税の申告書の「作成開始」については、決算書又は収支内訳書データの作成（又は所得税の確定申告書データの作成）が完了していないと表示されません。

なお、「作成開始」を押すと、読み込んだデータの住所・氏名等の情報を利用して各申告書の作成を開始することができます。

- ① 所得税の確定申告書の「作成開始」を押すと、「マイナポータル連携の選択」画面及び「xmlデータの読込」画面が表示された後に、次ページの「過去の年分のデータの確認」画面が表示されます。

マイナポータル連携の選択

マイナポータルから証明書等のデータを取得して申告書等を作成することができます。

※ マイナポータル連携で取得する医療費通知情報については、令和6年分は2月9日より取得できます。

マイナポータルと連携する

マイナポータルと連携しない

※ マイナポータルと連携するには、事前の準備が必要です。

マイナポータルと連携するには

戻る

xmlデータの読込

医療費通知や寄附金控除など申告に関する電子データ（xml形式）をお持ちの方は、この画面で読み込むことができます。ご利用の方は、ファイルを選択してデータを読み込んでください。

電子データ（xml形式）をお持ちでない方は、そのまま「次へ」ボタンをクリックしてください。

※ この後の画面では読み込むことはできません。

※ 同一の情報が含まれているxmlデータは、重複して読み込まないようご注意ください。

対象のxmlデータはこちら

ファイルを選択

戻る 次へ

↓ 次ページへ

過去の年分のデータの確認

過去の年分の所得税データはお持ちですか？

※ 過去の年分のデータから入力情報を引き継ぐことができます。
 ※ 過去に所得税の確定申告書コーナーで作成した「.data」形式のファイルです。

② はい ③ いいえ

戻る

- ② 過去の年分の所得税データ（拡張子:. data）がある（かつ読み込む）場合には「はい」を押すと、「保存データ読込」画面へ進みます。

保存データ読込

① 所得税の過去年分の確定申告書データを読み込みます。
 なお、読み込み可能なデータの年分は、令和2年分から令和5年分です。

「ファイルを選択」ボタンを押してデータを選択し、「保存データ読込」ボタンを押してください。

> 操作方法や保存場所が分からない場合

ファイルを選択

ファイル名：選択されていません

データを読み込まずに次へ進む場合

トップ画面へ戻る 保存データ読込

- ③ 過去の年分の所得税データ（拡張子:. data）がない（又はデータはあるが読み込まない）場合には「いいえ」を押します。
- 「申告する所得の選択等」画面へ進みますので、以降は画面の案内のとおり、入力して進めてください。



申告する所得の選択等

本人情報の確認

申告者本人の生年月日 **必須**

昭和41(1966) 2 3

申告する所得の選択

申告する所得を **全て** 選択してください。

> 申告する所得とは

> 申告する所得がどの所得に該当するか分からない場合

給与と収入がある方、年金収入がある方、退職金を受け取った方

給与
 ※：確定申告をする場合には、年末調整を受けた給与所得も含めて申告が必要です。

公的年金、企業年金など

※：生命保険等の個人年金を申告する方は、「雑（雑所得・その他）」を選択してください。

申告する所得を選択の上、申告内容に関する質問に回答し、「次へ」を押します。以降は画面の案内に沿って操作してください。